



4A16
YTH0002

表

講座名 民法基礎3 平成30年度期末試験		2022年12月13日		点数	※
試験科目・回	試験地・クラス	受験番号	フリガナ	氏名	

答案用紙1頁

第1設問3

(民法498条1項、以下法知田各)

1. 本問において 2019年2月分の賃料還付請求権はEとFのいずれに帰属するか。

3. 上記請求権はAのD社に対する2019年2月分から2020年1月分までの賃料債権の

4. 債権者帰属主たるに帰属するもの、上記賃料債権の帰属主体はEとFのいずれか。

1. (1) まず、本問において 2019年1月17日に、AE間において上記賃料債権(1200万円)

6. を売買する本件第一売買契約(555条)が締結され、同月21日にAF間において同債権を売買する本件第二売買契約が締結されている。

9. (2) ここで、本件AD間内貸貸借契約において賃料支払日は毎月1日とされていることから、上記賃料債権は同年2月1日に発生する(412条1項)債権であり、いずれの売買契約もその締結時点では生じない将来債権である。本件第一、第二売買契約は将来債権を目的とする債権譲渡契約である。

13. アー、将来債権の譲渡も有効(466条6第1項)である。将来債権を目的とする本件

14. 第一、第二売買契約が有効であるためには、債権移転という処分行為を行うに当たり、

15. の客体が特定している必要があるから①債権の特定性、過度に長期間で包括的は債権譲渡は譲渡人の自由に対する不当な制限となる上、責任財産の独占となり他の債権者の保護を害する恐れがあるから②公序良俗に反しないこと、という要件を充足する必要がある。

18. これを本問についてみると、TとF、将来債権譲渡において契約当事者は債権発生の可能性の程度を考慮し、当該債権が予測通り生じない場合には譲渡人の契約上の責任の追及により清算するものとして契約締結するものがあるが相当であって、債権発生の可能性が低いことは契約の効力に影響を与えないと解される。

22. イでは、これを本問についてみると、上記賃料債権の発生原因は上記AD間貸貸借契約であり、

債務者もDという特定の者に定まっている。また、賃料月額額は100万円であって、発生する賃料債





23 権の月割算も定まっている。そして、先述のとおり、上記貸米料償還の支払期日も毎月1日である。

と定まっている。さらに、上記債料償還発生期間の始其月が 2019年2月、終其月が翌

25 年1月と明確に定まっている。

26 以上より
発生原因、債務者、債権額、支払期日、発生期間の始期及び終期

27 $\checkmark$ による特定がなされているといえ、①特定性要件を満たす。

次に、本件第一・第二売買契約の目的たる上記債権債務の発生期間は2019年2月

から翌年1月までの1年間であり、右契約により譲渡人Aの営業活動を不当に制限し、

債務者Dの他の債権者を害するといえるほどに極端な長期間のものといえないから公序

31 良俗に反しないため要件②も満たす。

ウ、レバコが、本件第一・第二売買契約は有効である。

23
2(1) ~~AE間~~ ^{AE間}は、AE間の本件第一売買契約、AF間の本件第二売買契約のいずれが優

34
先ず子のか。

ア、また、467条2項にいう「第三者」とは譲渡の目的となる債権について譲受人と両立する

36 民法法的事的地位を取^{あり}得~~る~~る者、債務者以外の者であつた通知又は承諾の欠缺

を主張するにつき 正当な利益を有する者と解する。

38 $\begin{matrix} A \text{ により} \\ \swarrow \\ \text{二重に譲渡された} \end{matrix}$ 上記債権の譲受人があり、両者

39 は交渉関係に立ち 通知・承諾の欠缺を主張するに於て正当な利益を有する者といふ

る いはば、F、Fは467条2項の「第三者」に当る。

41 (2) 債権譲渡の第三者対抗要件は確定日付のある通知又は承諾(467条2)

42 項)である。Aは2019年1月22日に本件第一売買契約の締結されたことについて記載

43 内容証明郵便を送達し当該郵便は同月24日にDの手に到達しているから

44 本件第一荒買契約は、Aは同月23日、本件第二荒買

裏

(注意事項)
1 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意
(1) 答案は慎重に書き、解答欄の枠内に頁数に従って書き込む。
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、ボールペンで構わない)で書く。
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合には、訂正部分を作成した場合には、訂正部分の裏面に訂正内容を記載することはありません。
(4) 答案用紙の裏面に訂正内容を記載することは認めません。
(5) 答案用紙の裏面に訂正内容を記載しないようにしてください。
3 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断され

45 契約が締結されたことについて記載されている内容証明郵便を送達し、当該郵便は

46 同月24日12時のもとに到達しているから、第²譲受人Fが^{本件第二売買契約につき}第三항抗要件を具

47 備している。

48 2人の譲受人が共に確定日付のある通知を有している場合の

49 (3) ^{もつて}第1譲受人Eと第2譲受人F相互間の優先の判断基準が問題

50 となる。

51 了。この点467条1項が通知・承諾を債権譲渡の對抗要件とした趣旨は、債権

52 譲渡に関する債務者の認識を通じて債務者を公示機能を実現しようとした

53 点にあり、債務者が^{公示}公示機能を実現するためには債務者が債権譲渡の事実を知る

54 必要がある^{とすると、}債務者が債権譲渡事実を知る^{りう}のは通知・承諾が到達した

55 時点であるから、上記優先は確定日付のある通知・承諾の到達の先後で決まると

56 なる。また、民法が確定日付を要求したのは譲受人・譲渡人が債務者と共謀して到達日付を偽

57 イ。本件につきこれをみると、本件第一売買契約について確定日付のある証書にその内容

58 証明郵便が債務者Dのもとに~~届いたのは~~到達したのは2019年1月24日午後

59 であるのに対し、本件第二売買契約について内容証明郵便がDのもとに到達

60 したのは同日午前であるから、Fの對抗要件具備時がEの具備時に先行しているといえる。

61 したがって上記債権譲渡の譲渡につき、第2譲受人Fが優先する。

62 3. 以上より、上記債権譲渡の債権者はFであるから、2019年2月分の賃料還付

63 請求権はFに帰属する。

64 以上

65

66